

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程
のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団では、水道法第31条において準用する法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者を1名設置しているが、大規模事業者であるため組織的に業務を分担して対応していることから、その体制や職務等を明確に規定します。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。